

函館市監査公表第5号

函館市教育委員会教育長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年6月28日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 教 管
令和5年(2023年) 6月7日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会
教育長 藤 井 壽 夫

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	令和4年9月2日～令和5年1月25日	提出日	令和5年2月9日
監 査 項 目 等	教育施設実地監査（予算の執行，現金取扱事務および庶務的事務）		
区 分	勧告事項・指摘事項・意見		
<p>理科薬品の管理について、令和2年度定期監査の指摘を受け、主管課においては、各学校長あてに北海道教育委員会が策定した「理科薬品等の取扱いに関する手引」に従って適正に管理を行うよう通知していたが、各学校においては、受払・点検記録簿は備えられているものの、規定の点検を行っていない学校が多く見られたほか、一部の学校においては、薬品の購入・使用の都度記録をしていない、薬品庫での保管をしていないなど手引に定める取扱いが遵守されていなかった。</p> <p>学校で扱う理科薬品のなかには、劇物などの危険な薬品も含まれていることから、厳重な管理が求められるものであり、また、薬品の管理が徹底されていない場合、盗難や不正流出、火災等の重大事故につながり、児童生徒の安全を脅かすおそれがあることから、各学校においては、手引にのっとり記録、保管、点検などを行い、また、教育委員会事務局においては、受払・点検記録簿の記録方法や様式に関する統一的な事務処理の基準を定めるとともに定期的な現地調査の実施を検討するなど、手引に従い適正な管理を図らねばならない。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>市教育委員会では、令和2年度の定期監査で指摘を受けていながら、その状況を完全に改善できていなかったことを重く受け止め、市立小・中・義務教育学校および高等学校全校に対して、定例校長会議でこれまで二度にわたり改善するよう強く求めたほか、北海道教育委員会の手引および市教育委員会が新たに策定した「理科薬品等の管理・保管に係る取扱い」に基づき、適正な管理を徹底するよう強く指導したところです。</p> <p>また、手引や取扱いに基づいた点検および受払等の記録の徹底を図るため、各校は毒物・劇物を含む全ての薬品の点検・確認表を9月末、2月末、4月末毎に市教育委員会に報告し、市教育委員会は、取扱いに基づき、それを確認するとともに、薬品庫での保管がなされているか等の適正な各薬品の管理状況と、記録簿の確認および薬品との照合を目的とした実地検査を実施することとしております。</p>			